



県章

山形県公報

平成27年5月26日（火）

第2649号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…707

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…708
- 同……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…709
- 定数漁業に係る許可及び認可の申請期間……………（庄内総合支庁水産振興課）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…710
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（林業振興課）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（同）…同
- 同……………（同）…712
- 同……………（同）…715

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（総務厚生課）…717
- 平成27年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…718
- 平成27年度山形県登録販売者試験の実施……………（健康福祉企画課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…719
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同
- 一般競争入札の公告……………（会計局）…723

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5条の4第4項」を「第5条の6第4項」に改める。

第8条の2第2号中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改め、同条第3号中「第18条第19項」を「第18条第21項」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

別記様式第4号の4を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正前の建築基準法施行細則（以下この項において「改正前の規則」という。）第9条及び別記様式第4号の

4の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「旧法」という。）第6条第5項若しくは第6条の2第3項の規定による確認の申請又は旧法第18条第4項の規定による通知がされた建築物については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第9条の規定中「法」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の法」と、改正前の規則別記様式第4号の4中「建築基準法」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の建築基準法」とする。

告 示

山形県告示第522号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第523号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山形県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年 5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	訪問介護	平成27. 4. 17
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	福祉用具貸与	同

庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	特定福祉用具販売	同
株式会社もがみや	訪問介護きんもくせい 鶴岡市末広町5番22-201号 鶴岡市起業家育成施設B-2	訪問介護	同
特定非営利活動法人ぴーす	ヘルパーステーションぴーす 酒田市下安町15番地の5	訪問介護	同
株式会社里くみ	デイサービスはなの里 鶴岡市田川字八幡212番地	通所介護	同 4.23
株式会社ソーシャルサービス	ソーシャルさつき 酒田市東泉町五丁目5番地の1	通所介護	同 4.30

山形県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は所在地	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	介護予防訪問介護	平成27. 4.17
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	介護予防福祉用具 貸与	同
庄内たがわ農業協同組合	庄内たがわ農業協同組合 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	特定介護予防福祉 用具販売	同
株式会社もがみや	訪問介護きんもくせい 鶴岡市末広町5番22-201号 鶴岡市起業家育成施設B-2	介護予防訪問介護	同
特定非営利活動法人ぴーす	ヘルパーステーションぴーす 酒田市下安町15番地の5	介護予防訪問介護	同
株式会社里くみ	デイサービスはなの里 鶴岡市田川字八幡212番地	介護予防通所介護	同 4.23

山形県告示第526号

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業の種類
小型機船底びき網漁業
- 2 申請期間
平成27年5月27日から同年6月22日まで

山形県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成27年5月19日

山形県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
南陽市宮内字愛岩沢4349-1、4350-1、4351-1、4352、4353-1、4354、4355-1、4356から4359まで、4360-1、4361-1から4361-6まで、4362、字梅ヶ沢4224から4226まで、4226-乙、4227、字梅ヶ沢山4329、4330、字大沢-4283、4285、4288から4291まで、4291-1、4292、字小坂4230-1、4231-1、4232から4236まで、4237-1、4237-2、字小坂山4339から4345まで、4345-1、4346、4347-1、4347-2、4348、字十二堂山4331から4335まで、4336-1から4336-5まで、4337、4338、字外屋沢4363-1、4364、4365、4365-1、4366から4368まで、4368-1から4368-7まで、字大沢山4378、4378-1、4379から4382まで、4383-1、4383-2、4384から4388まで、4388-1から4388-22まで、字羽山堂山4369、4369-1から4369-10まで、4370から4373まで、4373-1、4374、4374-1、4375、4375-1、4376、4376-1、4376-2、4377-1から4377-15まで、字羽山堂二4265-3、4266から4268まで、4269-1、4270、4270-1、4270-2、4271から4274まで、4274-乙、4275、4276、字大沢二4293、4294、4294-1、4295、4296、4298、4299、4301、4302
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市菖蒲字日向2151-1、2151-2、2151-4から2151-8まで、2151-18から2151-22まで、2151-27、2151-28
- (2) 保安林として指定された目的

水源^{かん}の涵養

- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市細谷字半天子1115-3、1485、1485-2、1485-28から1485-59まで、1486-内2から1486-内17まで、1675-1から1675-32まで、1679-1から1679-30まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市菖蒲字サヤト山長沢山弥五郎山2256-1から2256-46まで、字サヤト2157-1から2157-23まで、2157-25、2157-26
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市相生字松沢952-1、952-2、953、953-1、954-1、1000-1から1000-18まで、1000-64から1000-69まで、三上字松沢794から796まで、1238-22から1238-33まで、1238-55から1238-59まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
上山市小白府字沼田237、237-戊、237-丙、237-丁、238、238-癸、238-庚、238-丁、239、239-乙、

1043、字柳立1044、1060、1070、1070－乙

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字新山字小物越1033－1、1033－2、1051、1052

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字新山字小物越1031、字中水無沢1381、字一本杉1233－5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字妙見寺字打山1128－1から1128－4まで、1128－丁、字真坂1545、1546、1548

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字滑川字ヒトロ907、908、908-1、908-乙
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字山寺字猫ヶ沢5459
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字村木沢字村上5931、5969、字大森山ノ内6055-8、6055-9
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字妙見寺字田ノ原899-乙、900-乙、901-丙、901-乙、906-1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字妙見寺字田ノ原907-乙

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字釈迦堂字鱒口1081、大字滑川字ヒトロ795

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

山形市大字滝平字ホクメキ833、835、字行肉848、848-1、849から851まで、字大持沢852-1、854-1、1183から1187まで、字七曲857、860、861、字五盃863、1030、1201、字上ノ山866-1、867-1、870-1、871、872、872-1から872-4まで、873、874-1、874-2、875から880まで、880-1、881、881-1、886-1、886-2、887から889まで、890-1、890-3から890-6まで、891-1から891-3まで、892、892-1、893から898まで、898-1から898-4まで、899から901まで、902-1、926-1、946-1、1043、1188-1、1189-1、1190から1192まで、字内ノ沢904-1、905、907-2、1032、字辰目前1078-6、字黒滝831-1、832-1、1227、字蔵畑947-1、1031-2、1211-1、字大平山1087-1、1087-11、1087-12、1091-1、1091-2、1091-4、1091-6、1091-8、1091-9、1091-11から1091-15まで、1093、1217、1218

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第531号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字下東山字右沢2158から2161まで、2164、2165、2170、2452、2453
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字柏倉字逆倉3506－1、字松森3495－1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字上桜田字下硯石819－16、字中ノ森795－2、字平818－18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市小白川町字中の沢1254、大字平清水字松山639－11
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字上宝沢字松留2240、字王地堂2241
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字上宝沢字松留718-乙、720-乙、2232、2236、字上ノ原702-乙
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字村木沢字村上5896-2、5896-3、5897-1から5897-3まで、5917、5917-1、5917-乙
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字上宝沢字山居935-1、935-2、936-2、936-3、1133、1133-乙、1135、1136、1137-乙、1137-1-乙、1137-1-丙、1514から1517まで、1520、1668、1668-1から1668-3まで、1668-丁、2624、2625、2625-乙、字毛倉平1134-2、1137、1137-1、字上向山1667、字小手沢2718-1、2718-2、2721-1、2721-2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字村木沢字村上4224、5913、5914、5915-1、5916-1、5920
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字滑川字ヒトロ875、876
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
山形市大字滑川字太郎沢1343-3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県総務事務システム等稼働基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号
電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 平成27年5月14日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 89,640,432円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年4月3日

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成27年5月26日（火）から同年6月26日（金）まで	平成27年7月5日（日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	平成27年8月下旬又は平成27年9月中旬

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成27年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年8月26日（水）午前10時30分から午後4時まで
- (2) 場所 山形市香澄町一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン山形

2 受験手続

受験願書を平成27年5月26日（火）から同年6月30日（火）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室（電話023(630)2333）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成27年9月26日まで縦覧に供する。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマザワ漆山店
山形市大字漆山2570番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
(変更前) 216台
(変更後) 54台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
(変更後) 1か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
平成28年1月12日
- 5 届出年月日
平成27年5月11日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年9月26日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 55.7 平方メートル	1	一般用	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	3月分 の家賃 に相当 する額
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	1	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,200	33,700	
同 末広アパ ート2号	同 末広町23 -62	同	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 3号	同 23 -60	2LDK	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	3	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,300	30,300	
同 2号	同 1-2	同	1	同	15,600	18,000	20,500	23,200	26,500	30,600	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	2	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,100	
同	同	同	1	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,100	
同 こがねアパ ート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパ ート1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 鳥海アパ ート1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	
同 2号	同	同	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	
同 3号	同	同	1	同	23,900	27,600	31,500	35,600	40,600	46,900	
同	同	同	1	同	22,200	25,700	29,400	33,100	37,900	43,700	

同 北新町アパ 一ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,900	23,000	26,300	29,600	33,900	39,100	
同	同	3DK	64.3	2	同	23,300	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	64.2	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100	
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年6月5日から同月11日まで（土曜日及び日曜日は休館日となります。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年6月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所
- 5 入居の時期 平成27年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤散布車兼用除雪トラックの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
(2) 日 時 平成27年7月7日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 凍結防止剤散布車兼用除雪トラック 1台
(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 平成28年1月29日（金）
(4) 納入場所 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港
(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ

(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年6月19日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removing Truck With Material Spreader
Quantity: 1

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 7, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau,
Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL
023 (630) 2723